



企業結合審査ガイドブック
～ Merger Review Guidebook ～

公正取引委員会
JAPAN FAIR TRADE COMMISSION

公正かつ自由な競争を促進するため、 公正取引委員会は、独占禁止法に基づき 企業結合審査を実施しています。

株式保有や合併などによって、2社以上の企業が組織的に結びつくことを「企業結合」といい、私たちがよく耳にするM&A(買収・合併)もその一つです。

厳しさを増す国際競争の中で、企業同士が力を合わせ、競争力を高めていくことは、企業の成長戦略の一環として非常に重要です。

企業結合のほとんどは、競争を実質的に制限するものではなく、

公正取引委員会の企業結合審査を経て当初の計画どおり実施することが可能です。

一方で、市場が独占されるような企業結合が行われると、

企業間の競争が無くなって市場メカニズムが損なわれ、価格の高騰や品質の低下など、需要者にとってデメリットが生じます。

また、そのような企業結合が行われると、

企業も創意工夫を凝らし新たな需要の創出や新たな市場に進出しようとする努力をしなくなるため、

企業の更なる成長は期待できず、ひいては経済全体の活性化をも損なうこととなります。

そのため、独占禁止法では、

ある分野の競争を実質的に制限することとなるような企業結合を禁止しています。

企業結合審査は、企業間の健全な競争を通じて市場メカニズムの働きを確保し、

需要者の利益を守るとともに、経済の活性化を図るために、大切な役割を果たしています。

公正取引委員会の果たす役割

公正取引委員会では、公正かつ自由な競争を促進するため、

一定の要件を満たす企業結合を行おうとする企業に届出を義務付け、

競争が実質的に制限されるかどうかを事前に審査しています。

審査は法律に基づき、審査対象や判断基準などを明確にし、

透明性を確保した上で実施しています。

目次

- 04 独占禁止法と企業結合審査
- 06 企業結合審査の基本的な考え方
- 08 企業結合とは
- 10 企業結合計画に関する届出制度
- 12 企業結合審査の概要
- 16 企業結合審査の考え方
 - STEP1 : 企業結合審査の対象
 - STEP2 : ①一定の取引分野の画定(市場画定)
 - ②需要及び供給の代替性とは
 - STEP3-1: セーフハーバー基準について
 - STEP3-2: ①「競争を実質的に制限することとなる」の判断
 - ②企業結合によって競争の実質的制限が生じるメカニズム
- 23 問題解消措置
 - STEP4 : 問題解消措置とは
- 24 条文[独占禁止法]

独占禁止法と企業結合審査

1 独占禁止法の中での企業結合審査の位置付け

独占禁止法は、正式名称を「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」といい、公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにするための法律です。事業者間の競争を通じて、消費者の利益を守るための法律ともいえます。市場メカニズムが正しく機能すれば、事業者は創意工夫によって安く優れた商品を提供し、消費者はニーズに合った商品を選択できます。そのため、独占禁止法では事業者の次のような行為を禁止しており、競争制限的な企業結合の禁止は、私的独占の禁止・不当な取引制限の禁止・不公正な取引方法の禁止と並んで重要な役割を持つ規定です。

1 私的独占の禁止

独占禁止法は、事業者が不当な手段によって市場の独占を図る行為を私的独占(排除型私的独占/支配型私的独占)として禁止しています。排除型私的独占は、不当な低価格販売などにより競争相手の排除や新規参入の妨害を行うことです。支配型私的独占は、株式取得などにより他の事業者の活動を制約し、市場を支配しようとすることです。

2 不当な取引制限の禁止

独占禁止法は、不当な取引制限(カルテル/入札談合)を禁止しています。カルテルは、事業者が相互に連絡を取り合い、各事業者が自主的に決めるべき商品価格や販売・生産数量などを共同で取り決めることです。入札談合は、国や地方公共団体などの入札に当たり、事前に受注事業者や受注金額などを調整・決定することです。

3 不公正な取引方法の禁止

独占禁止法は、自由な競争を減殺する行為、競争の基盤を侵害する行為を不公正な取引方法として禁止しています。これには、法律で定められているものと、公正取引委員会の指定で定められているものがあり、この指定には、全ての業種に適用される<一般指定>と特定の業種(大規模小売業、物流業、新聞業)にのみ適用される<特殊指定>があります。

4 競争制限的な企業結合の禁止

独占禁止法は、株式保有や合併などの企業結合により、独立していた企業間に結合関係が生まれ、その企業グループが単独又は他と協調して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、企業結合を禁止しています。一定の要件に該当する企業結合を行う場合、公正取引委員会に届出を行うことが義務付けられています。

なお、上記の①～③は事後規制で、違反があったときに取り締まるのに対し、④は事前規制で、企業からの届出に基づき、あらかじめ公正取引委員会が独占禁止法に違反するかどうか、企業結合が行われる前に審査する点が異なります。

独占禁止法



2 独占禁止法第4章の規定

独占禁止法第4章の規定は、競争制限的な企業結合を禁止しています。事業支配力が過度に集中したり、競争を制限するような市場構造が創出・形成されたりしないようにして、市場における公正かつ自由な競争を維持・促進する目的があります。

また、独占禁止法第4章には、市場集中規制と一般集中規制の2種類があります。

1 市場集中規制に係る規定

一定の取引分野において、事業者間の競争を実質的に制限するような株式の取得・所有、役員兼任、合併、分割、共同株式移転、事業譲受け等を禁止する規定です。

2 一般集中規制に係る規定

株式の取得・保有によって事業支配力が過度に集中するような会社の設立・転化を禁止するとともに、銀行等による5%（保険会社は10%）を超える議決権の取得・保有を禁止する規定です。

独占禁止法 第4章の規定

1 市場集中規制

- ▶ 株式保有の制限(第10条)
- ▶ 役員兼任の制限(第13条)
- ▶ 会社以外の者の株式保有の制限(第14条)
- ▶ 合併の制限(第15条)
- ▶ 共同新設分割・吸収分割の制限(第15条の2)
- ▶ 共同株式移転の制限(第15条の3)
- ▶ 事業譲受け等の制限(第16条)

2 一般集中規制

- ▶ 事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等の制限(第9条)
- ▶ 銀行又は保険会社の議決権保有制限(第11条)

※「第〇条」の数字は独占禁止法の条文を示します。

次ページ以降、市場集中規制の具体的な内容について説明します。

企業結合審査の基本的な考え方

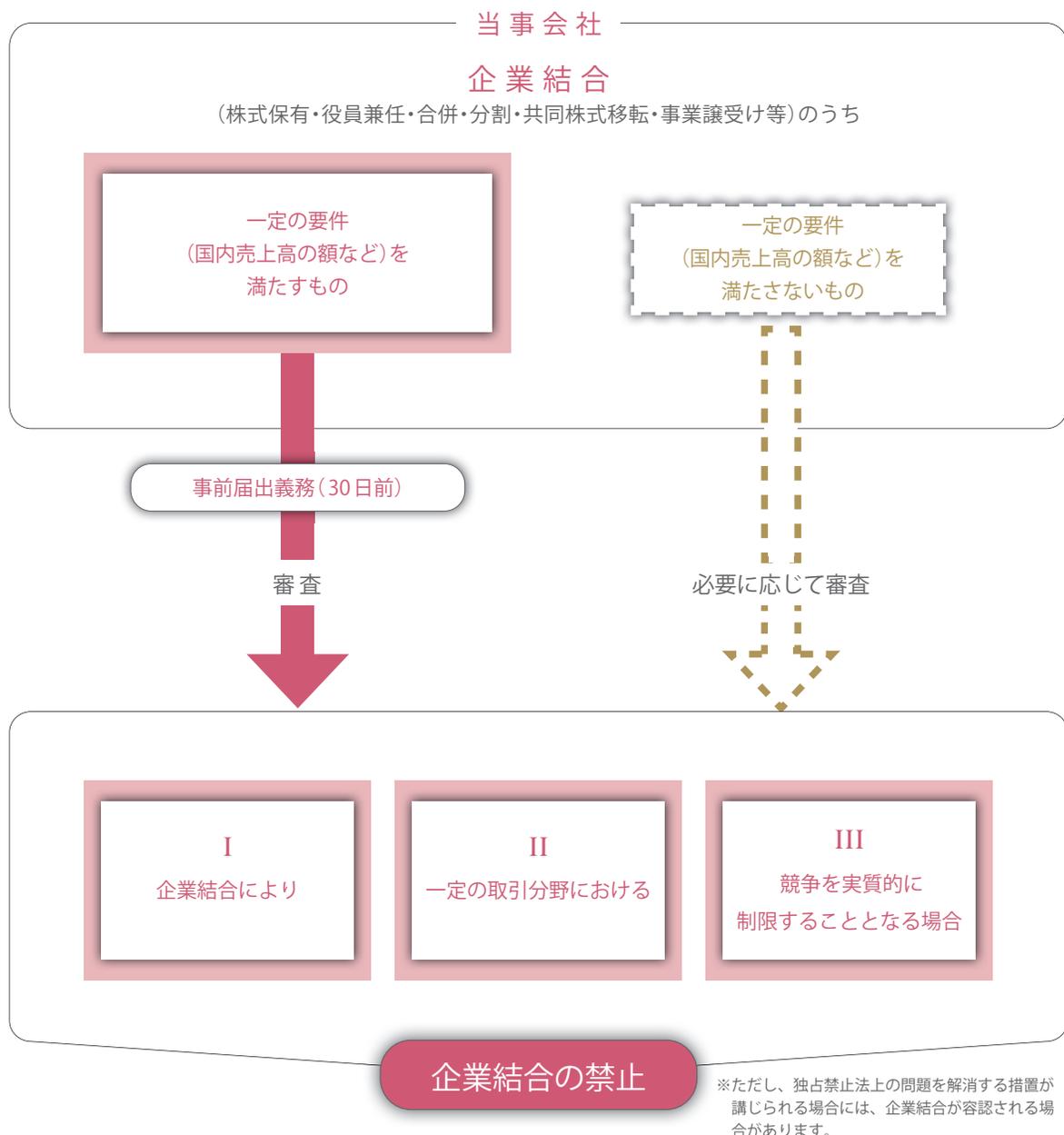
1 企業結合審査の基本的な考え方

公正取引委員会は、企業結合の禁止要件である「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる」かどうかについて企業結合審査を実施しています。審査に当たっては「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」を策定・公表し、透明性の確保に努めています。

また、審査の予見可能性を高めるため、事業者の参考となる事例については審査結果を公表してきており、今後もその内容を拡充させていく予定です。企業結合を計画する際は、運用指針とともに過去の審査結果も参照することをお勧めします。

なお、以下の説明では、企業結合を行おうとする会社を「当事会社」といいます。

企業結合審査の基本的な考え方



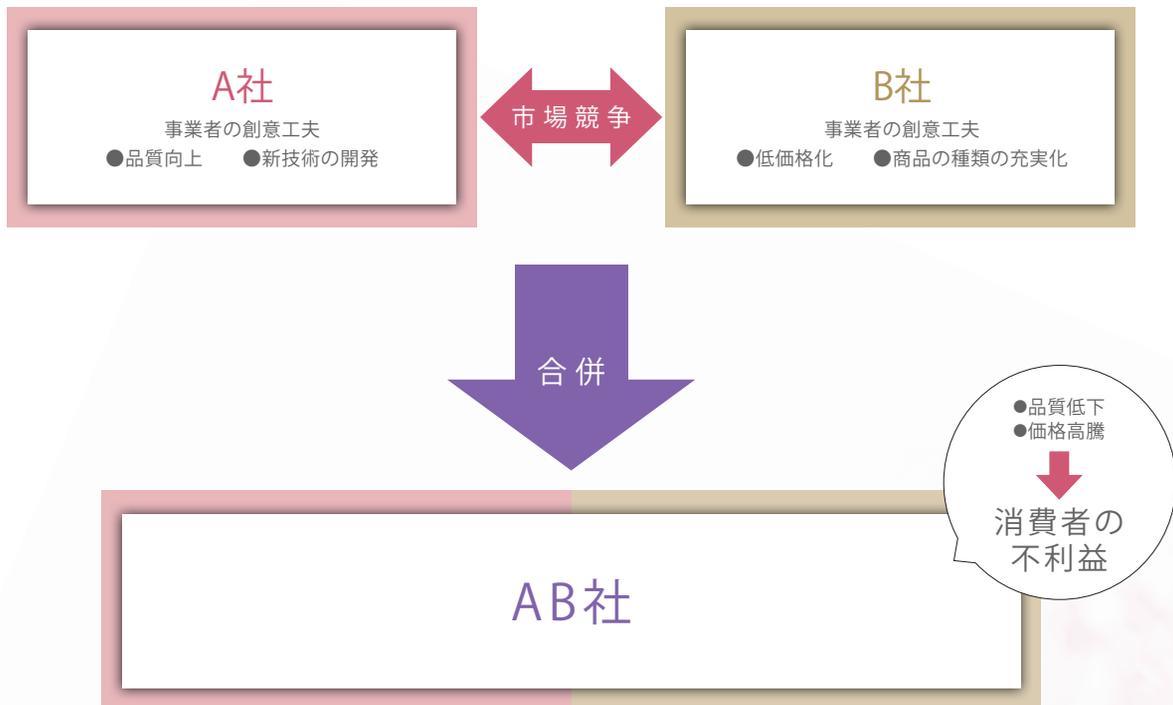
2 企業結合審査の視点

では、独占禁止法で企業結合が禁止される「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合」とは、どのような状態を指すのでしょうか。同法の考え方に基づくと、複数の企業が株式保有・合併などにより、一定程度又は完全に一体化して事業活動を行う関係(以下、「結合関係」といいます。)が形成・維持・強化されることにより、市場構造が変化して、当事会社グループが、ある程度自由に価格等を左右することができる状態を指します。

もともと、企業結合の結果、市場が寡占的になったり、当事会社の市場シェアが高くなったりする場合はあったとしても、企業結合審査においては市場シェアや集中度が高まることのみを捉えて問題とするわけではありません。

他の有力な競争者や輸入、新規参入者があるかなど、様々な考慮要素を検討して企業結合審査は行われます。

企業結合審査の視点



市場競争が無くなることで、A社、B社が競争のためにそれぞれ凝らしていた創意工夫が失われたり、消費者の不利益が生じる可能性があります。

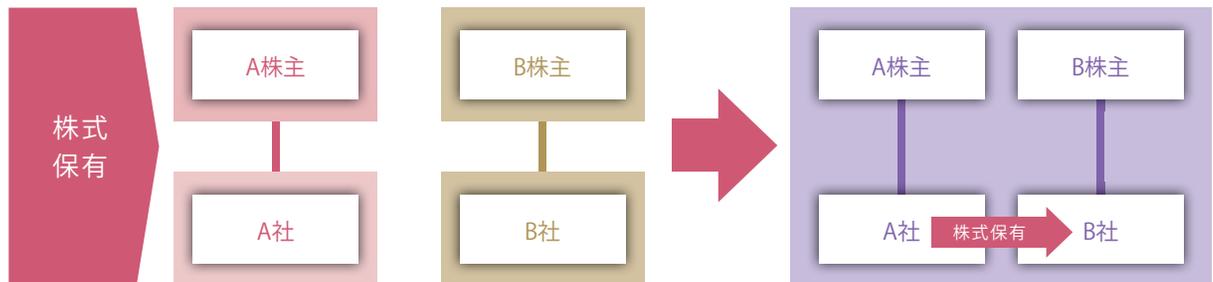
※図は一例です。詳しくは次ページ以降の説明を御確認ください。

企業結合とは

1 企業結合類型

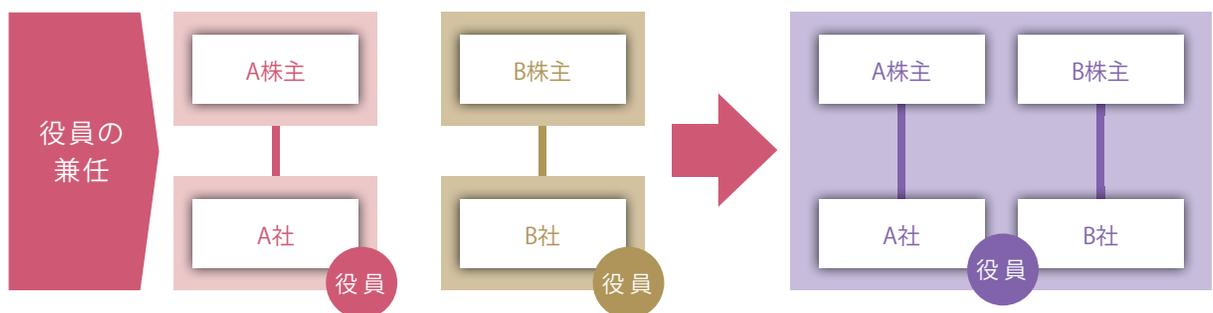
① 株式保有(第10条)

株式保有とは、会社が、他の会社の株式を取得し、又は所有することにより、結合関係が生じる行為です。下図の例のように、A社がB社の株式を保有することにより、両社の結びつきは強くなります。また、A株主、B株主がそれぞれ会社である場合には、この株式取得行為により株主間の結びつきも強くなる場合があります。



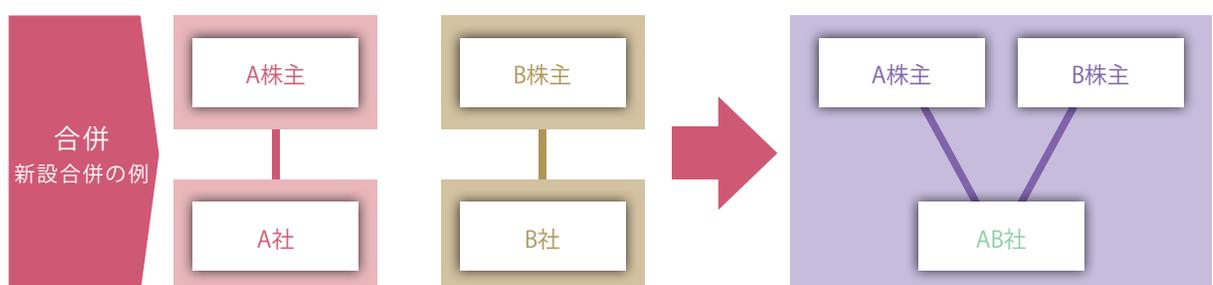
② 役員の兼任(第13条)

役員とは、理事・取締役・執行役・業務を執行する社員・監事／監査役など、実際に経営に参画している人や役職を指します。役員の兼任とは、こうした経営権を有する役員が兼任される行為です。下図の例のように、A社とB社の役員が兼任されることで、経営方針が実質的に同じ方向に進んでいくといった状況が生じることがあります。



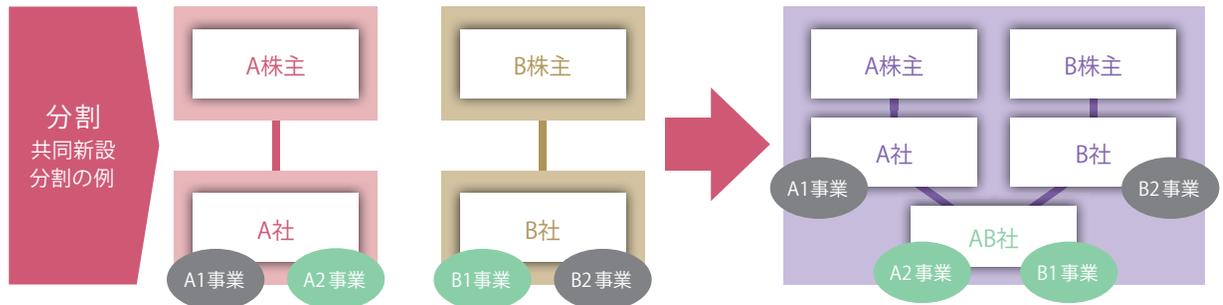
③ 合併(第15条)

合併とは、2社以上の会社が合わさって、1つの会社になる行為です。株式や役員を通じた関係性ではなく、文字どおり合わさる行為ですので、その結合関係は強固なものとなり、かつ、容易に解消できるものではない点が①②の行為と異なります。下図の例のように、A社、B社という既存の会社が全て消滅し、新たなAB社が設立される新設合併と、当事会社のうち1社が存続し、合併により他の当事会社から権利義務を全て承継する吸収合併の2種類があります。



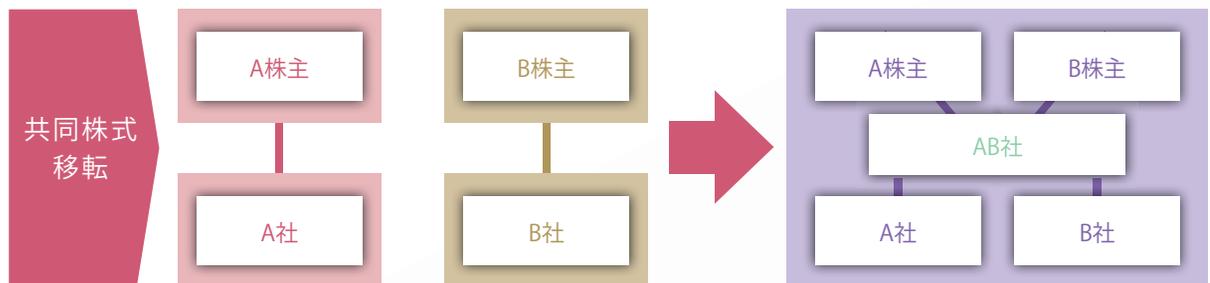
4 分割(第15条の2)

分割とは、会社が事業に関して有する権利義務の全部又は一部を他の会社に承継させる行為です。既存の会社が権利義務を承継する場合を吸収分割、下図のようにA社、B社からそれぞれ事業を承継する新たなAB社が設立される場合を新設分割(この場合は、1社ではなく2社以上の会社が分割会社となるので特に共同新設分割)といいます。



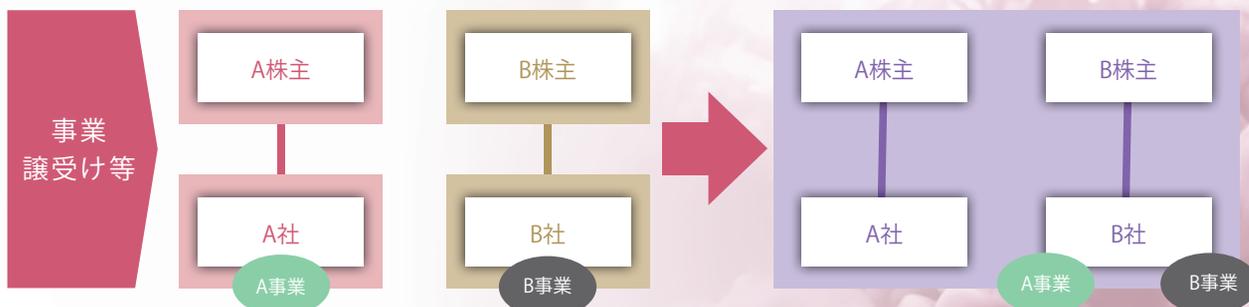
5 共同株式移転(第15条の3)

株式移転とは、会社が、その発行済株式の全てを新たに設立する会社に取得させる行為です。1社で実施する場合には独占禁止法上問題となりませんが、下図の例のように、A社、B社という2社以上の会社がそれぞれ自社株式を新たに設立されたAB社に取得させる場合(以下、「共同株式移転」といいます。)には、AB社を通じた結合関係が生じることとなります。



6 事業譲受け等(第16条)

事業譲受け等とは、下図の例のように、B社がA社という他の会社から事業の全部を譲り受ける行為や、事業の重要部分を譲り受ける行為です。他にも、事業上の固定資産の全部又は重要部分の譲受け、事業の全部又は重要部分の賃借といった行為も含まれています。



企業結合計画に関する届出制度

1 届出制度の概要

独占禁止法では、一定規模を超える会社が、株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等を行う場合、あらかじめ公正取引委員会に届け出ることが義務付けられています。

なお、届出基準を満たさなくとも、公正取引委員会は職権で審査することがあります。一方、当事会社は、届出基準を満たさなくとも、公正取引委員会に具体的な計画内容を示して相談することができます。

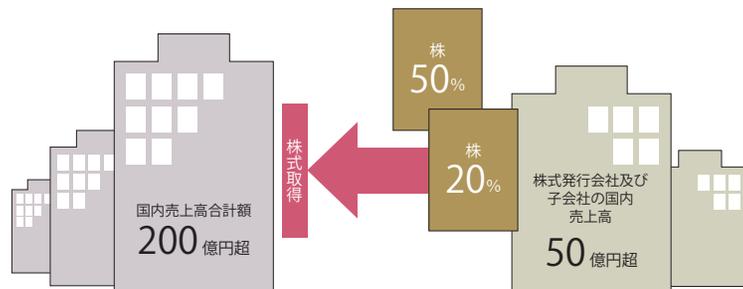
また、届出が受理された日から30日を経過するまでは、届出を行った企業結合（株式取得などの行為）を実行してはならないとされており、この期間を「禁止期間」といいます。ただし、独占禁止法上の問題がないことが明らかな場合で、当事会社が書面で申し出た場合は、禁止期間の短縮が認められることがあります。

以下、具体的に届出が必要となるケースについて説明します。

2 届出が必要となる要件

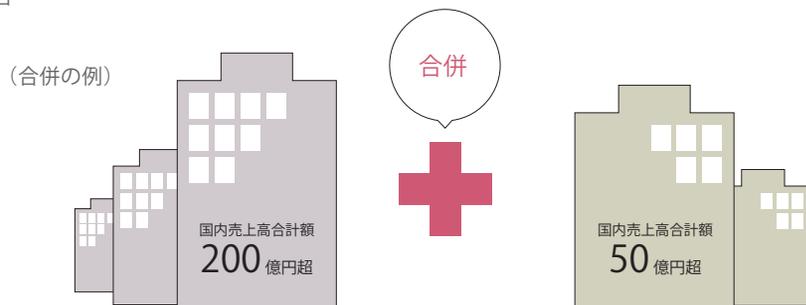
1 株式取得

- ▶ 国内売上高の合計額(※)が200億円を超える会社が
- ▶ 子会社を含む国内売上高が50億円を超える会社の株式を取得し
- ▶ 議決権保有割合が20%又は50%を超える場合



2 合併／共同株式移転

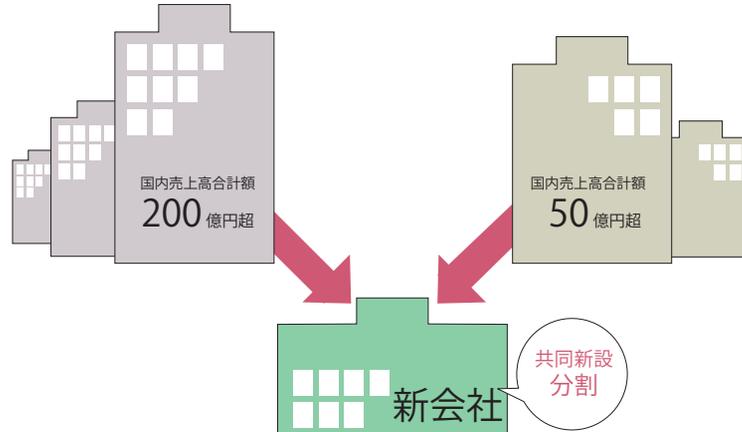
- ▶ 国内売上高の合計額が200億円を超える会社と
- ▶ 国内売上高の合計額50億円を超える会社が
- ▶ 合併又は共同株式移転を行う場合



※国内売上高の合計額とは、企業結合をしようとする会社の属する企業結合集団(グループ会社のようなイメージ)に属する会社等の国内売上高を合計した額をいいます。

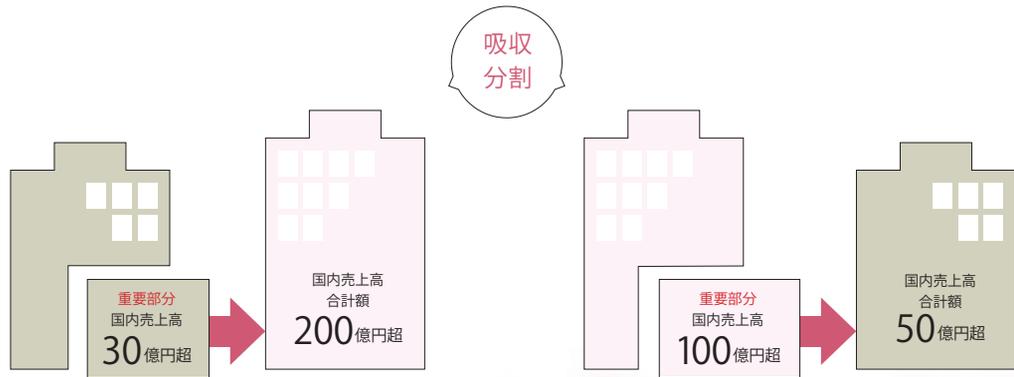
3 -a 分割 [共同新設分割]

- ▶ 国内売上高の合計額が200億円を超える会社と
- ▶ 国内売上高の合計額が50億円を超える会社が
- ▶ 共同新設分割により設立する会社に事業の全部を承継させる場合 など



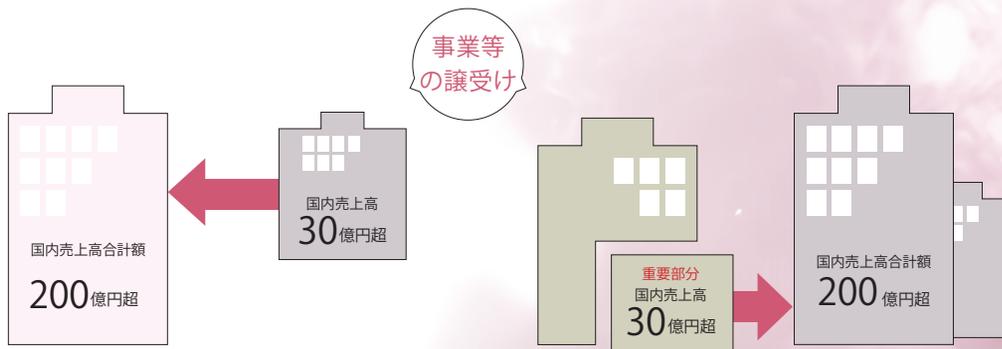
3 -b 分割 [吸収分割]

- ▶ 国内売上高の合計額が200億円を超える会社が
- ▶ 対象部分の国内売上高が30億円を超える会社から
- ▶ 事業の重要部分を承継する場合 など



4 事業譲受け等

- ▶ 国内売上高の合計額が200億円を超える会社が
- ▶ 国内売上高が30億円を超える会社から事業の全部を譲受けする場合 など



まずは届出要件を御確認ください！



公正取引委員会 Web サイト
届出制度

企業結合審査の概要

1 企業結合審査の全体的な流れ

企業結合審査の全体的な流れは下図のとおりです。

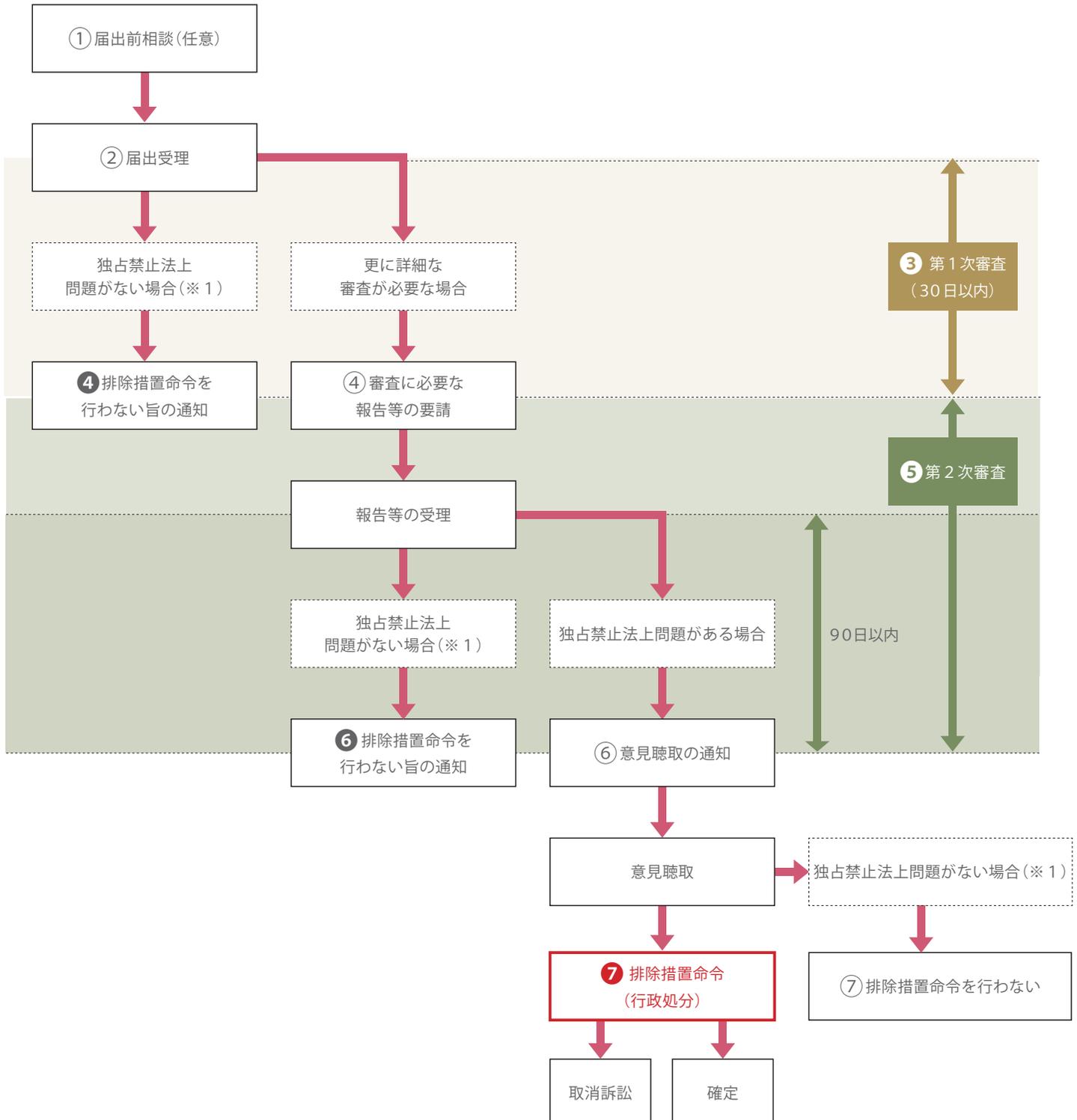
なお、届出書を公正取引委員会に提出するタイミングは、当事会社の判断に委ねられていますが、届出会社は届出に先立ち、届出書の記載方法等に関して公正取引委員会の担当官に相談し、届出書のドラフトに記載漏れや不備がないかのチェックを受けることができます。

御希望の方はこちらからお問い合わせください。

御相談はこちら



公正取引委員会 Web サイト
企業結合関係の相談・届出等窓口



※1：当事会社が問題解消措置を講ずることを前提に、独占禁止法上問題がないと判断する場合があります。問題解消措置については、23ページを御参照ください。

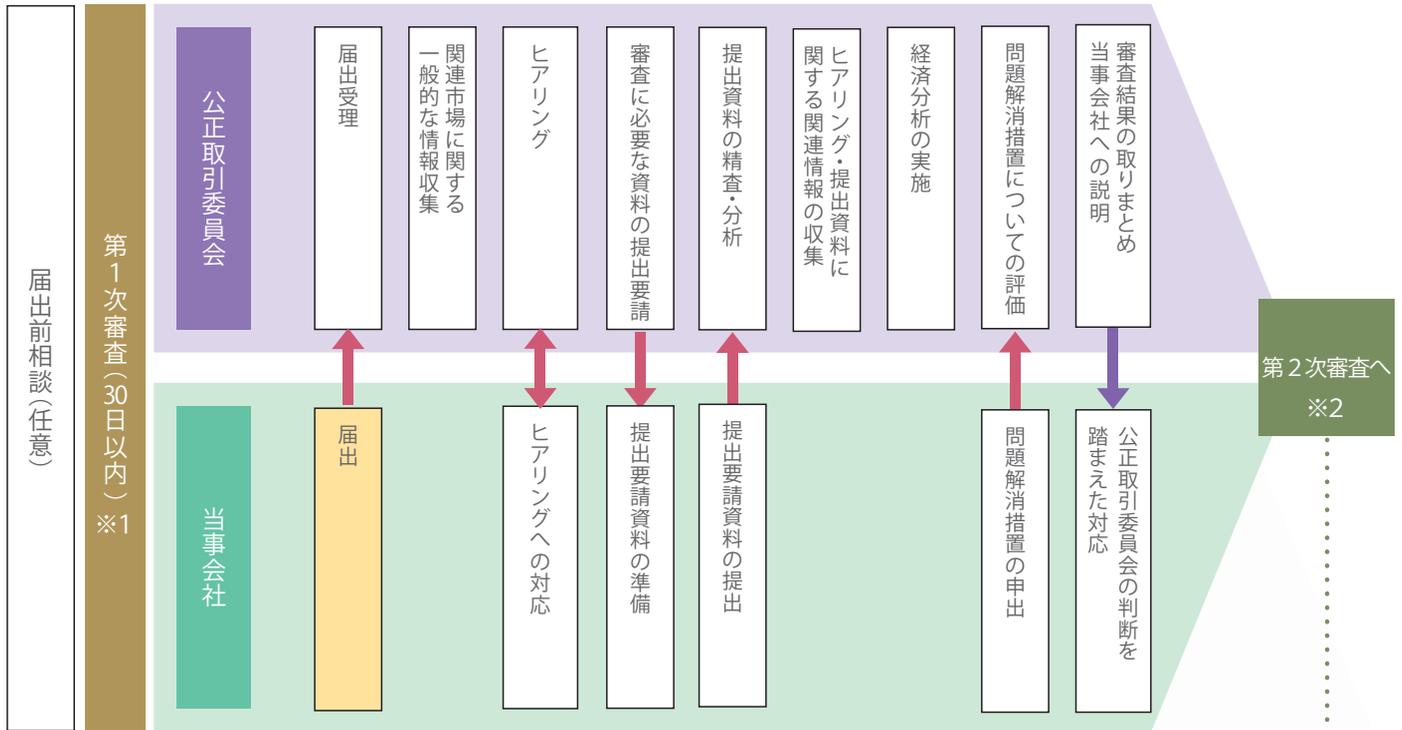
※2：このほか、独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者などとの合意により自主的に解決するための手続(確約手続)に関する通知(確約手続通知)を行う場合があります。

2 企業結合審査の具体的なやり取り

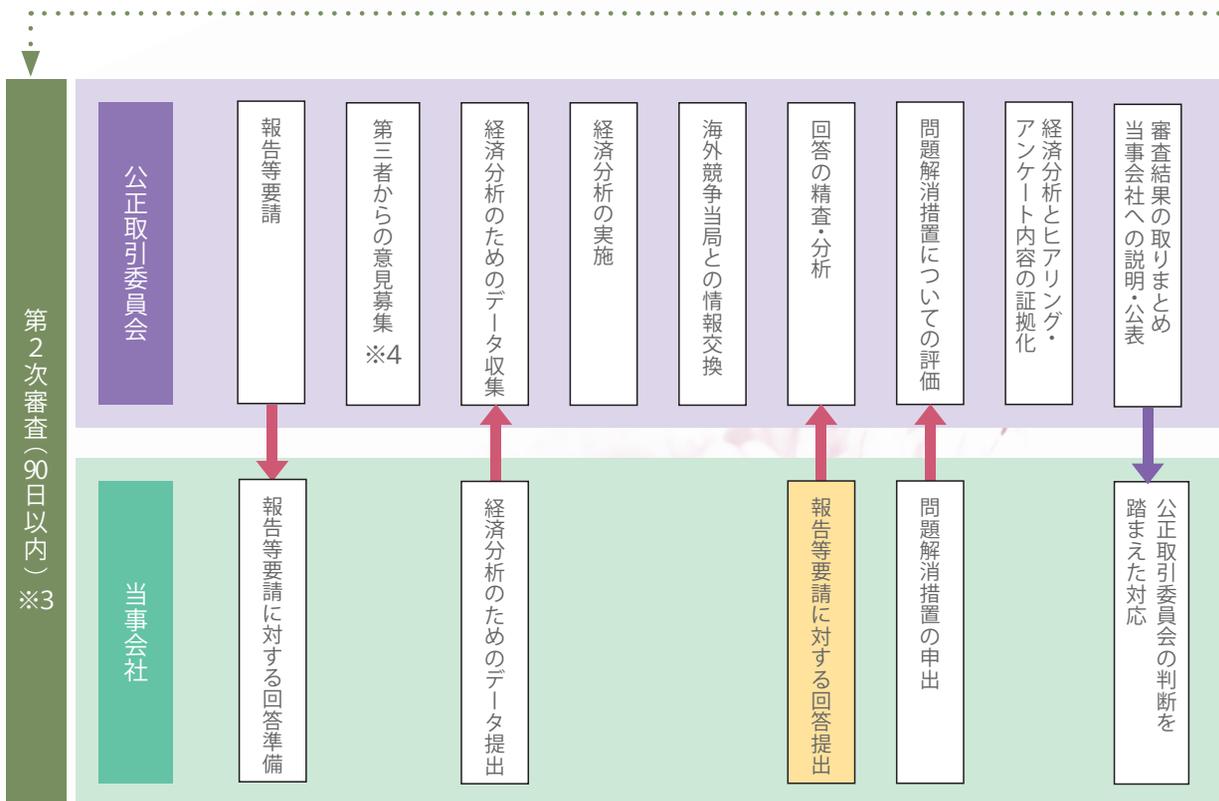
第1次審査・第2次審査における公正取引委員会と当事会社のやり取りの流れは下図のとおりです(実際には案件ごとに異なります。)

なお、当事会社は第1次審査の前に届出前相談を行うことができます。公正取引委員会は届出前相談があった場合、当事会社から相談対応に必要な情報を聴取するなどした上で、その時点の情報に基づき可能な範囲で説明を行っています。

また、当事会社は、適切な説明を得るために必要と思われる資料を公正取引委員会に提出することができます。



※1：届出受理後



※2：ほとんどの案件は、第1次審査で終了します。

※3：報告等要請に対する全ての回答が提出されてから開始されます。

※4：企業結合計画について意見がある第三者は、報告等要請の公表後30日以内に、公正取引委員会に対して意見書を提出することができます。また、公正取引委員会が競争者や需要者等の第三者に対して、ヒアリングやアンケートへの御協力をお願いする場合があります。

3 企業結合ガイドライン

公正取引委員会では、企業結合を行おうとする会社に向けたガイドラインとして「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」(以下、「企業結合ガイドライン」といいます。)を公表しています。ここでは、企業結合ガイドラインの基本的な考え方について説明します。

独占禁止法の第4章では、株式保有、役員の兼任、会社以外の者の株式保有、合併、共同新設分割、吸収分割、共同株式移転、事業譲受け等を「企業結合」と定義しています。そして、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を禁止し、当該企業結合に対しては、同法の規定に基づく排除措置を命じることになっています。

公正取引委員会では、企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かについて、「企業結合審査」を実施しています。審査に当たっては、従来から判断基準を公表し、考え方を明らかにして実施してきました。このように、企業結合審査に関する法運用の透明性を確保し、事業者の予測可能性をより高めるために公表したのが、企業結合ガイドラインです。このガイドラインは、公正取引委員会Webサイトの下記URLで閲覧できます。

<https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/guideline/guideline/shishin.html>



また、公正取引委員会では、届出を受理した事案のうち、企業結合を計画する事業者の参考となる事例について、年度ごとに審査結果を公表しており、下記URLで閲覧できます。これらは、企業結合審査の予見可能性や透明性を確保するため、将来にわたって蓄積・拡充していく予定です。企業結合ガイドラインと併せて御活用ください。

<https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/jirei/index.html>



4 企業結合ガイドラインと企業結合審査の関係

企業結合ガイドラインは、実際の企業結合審査と下図のように対応しています。次ページ以降では、下図の「STEP1」～「STEP4」の各段階について、順に説明していきます。

企業結合ガイドラインの構成と企業結合審査の流れ

企業結合ガイドラインの構成	企業結合審査の流れ
はじめに	
第1 企業結合審査の対象	STEP 1 結合関係が形成・維持・強化される企業結合かどうかの判断
第2 一定の取引分野	STEP 2 一定の取引分野の画定
第3 競争を実質的に制限することとなる場合	
第4 水平型企業結合による競争の実質的制限	STEP 3-1 「競争を実質的に制限することとなる」かどうかを水平型／垂直型・混合型のセーフハーバー基準を基に判断
第5 垂直型企業結合による競争の実質的制限	
第6 混合型企業結合による競争の実質的制限	STEP 3-2 「競争を実質的に制限することとなる」かどうかを単独行動／協調的行動の両方の観点から判断
第7 競争の実質的制限を解消する措置	STEP 4 問題解消措置の検討
(付) 禁止期間の短縮について	

企業結合審査の考え方

STEP
1

企業結合審査の対象

企業結合審査では、初めに結合関係が形成・維持・強化される企業結合かどうかの判断を行います。

企業結合審査では、結合関係の形成・維持・強化により、市場構造が変化し、一定の取引分野における競争に何らかの影響を及ぼすかどうかに着目します。ここでいう結合関係とは、複数の企業が、株式保有や合併などにより、一定程度又は完全に一体化して事業活動を行う関係をいいます。

結合関係の考え方(株式取得の場合)



例えば、企業間で株式保有や役員兼任が行われても、それら複数の企業が引き続き独立した競争単位として事業活動を行うと判断される場合や、従来から結合関係にあった企業が合併によって組織変更したにすぎない場合などについては、市場競争への影響はほとんどないため、禁止される可能性は低いと考えられます。

STEP
2

1 一定の取引分野の画定(市場画定)

次に「一定の取引分野」の範囲を決定します。これを「市場画定」とも呼びます。競争を実質的に制限することとなるかどうかを判断するためには、対象となる競争が行われている範囲を把握する必要があります。

「一定の取引分野」には、商品範囲と地理的範囲の二つの側面があります。いずれも、基本的には、需要者にとっての代替性の観点から判断します。例えば、ある製品の価格が上昇した場合に、他の製品によって(商品範囲)、又は他の地域から輸送されてくる製品によって(地理的範囲)「代わりが効くかどうか」という観点から判断します。このほか、必要に応じて供給者にとっての代替性の観点も考慮して判断します。

審査の考え方(一定の取引分野の画定：市場画定)

「競争を実質的に制限することとなる」かどうかを判断するためには、判断対象となる

競争が行われている範囲を把握する必要がある。

||

「一定の取引分野」

- 商品範囲と地理的範囲の二つの側面がある
- 基本的には「需要者にとっての代替性」の観点から判断
必要に応じて「供給者にとっての代替性」の観点を考慮

STEP 2

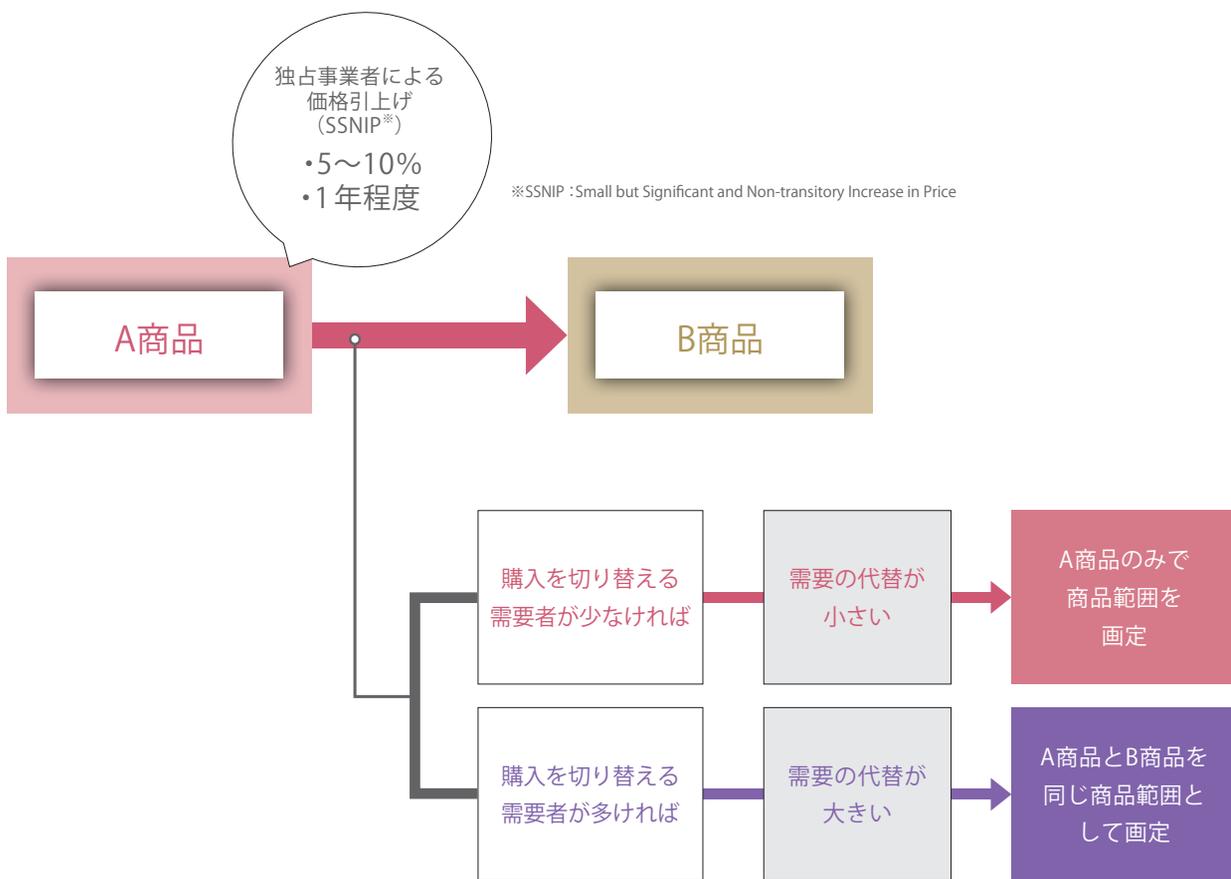
2 需要及び供給の代替性とは

まず、需要者にとっての代替性について、商品範囲を画定する例を説明します。例えば、ある独占事業者が、A商品について小幅であるが実質的(5%~10%程度)かつ一時的でない(1年程度にわたる)価格引上げ(SSNIP[※])を行った場合に、需要者がA商品の購入をやめてB商品の購入に切り替える程度を考えます。

このとき、A商品からB商品に切り替えて購入する程度が低ければ、「A商品からB商品への需要の代替が小さい」と判断し、A商品だけで商品範囲を画定します。同様に切り替えて購入する程度が高ければ、「A商品からB商品への需要の代替が大きい」と判断し、A商品とB商品を同じ商品範囲として画定します。

一方、供給者にとっての代替性については、上記と同様に独占事業者がSSNIPを行った場合に、B商品の供給者が、B商品の製造・販売をやめて、A商品の製造・販売に切り替える程度によって判断します。

需要者にとっての代替性



セーフハーバー基準について

① 企業結合の形態とセーフハーバー基準

では、企業結合審査で問題となる「競争を実質的に制限することとなる」とは、具体的にどのような状態をいうのでしょうか。実際の審査に当たっては、一定の取引分野ごとに、競争を実質的に制限することとなるかどうかを判断します。その判断基準として、HHIの値を基にした「セーフハーバー基準」があります。

セーフハーバー基準とは、「競争を実質的に制限することとなる」とは認められないと判断し、直ちに企業結合審査を終了することを明確化した基準です(ただし、この基準に合致しなくても直ちに問題となるものではなく、企業結合のほとんどは、企業結合審査を経て当初の計画どおり実施することが可能です。)

また、企業結合には次の3種類の形態があります。

形態	説明
水平型	同一の一定の取引分野で競争関係にある会社同士の企業結合
垂直型	川上市場の会社と川下市場の会社との企業結合(例：メーカーとその商品の販売業者間の合併)
混合型	水平型でも垂直型でもない企業結合(例：異業種に属する会社間の合併)

企業結合審査では、このうち「水平型」と、「垂直型」・「混合型」では異なるセーフハーバー基準に従って、該当するかどうかを判断します。さらに、セーフハーバー基準に該当しない場合には、当事会社グループや競争者の地位、市場における競争の状況、輸入、参入、隣接市場からの競争圧力、需要者からの競争圧力などの判断要素についても検討を行います。

② 企業結合審査におけるセーフハーバー基準

下図は、企業結合審査におけるセーフハーバー基準を示しています。HHI又は市場シェアが図の数値の範囲内であれば、通常、その企業結合は問題ないと判断されます。

セーフハーバー基準(いずれの形態も、企業結合後のHHIや市場シェアから判断)

水平型企業結合

- ① HHI が 1,500 以下
- ② HHI が 1,500 超～2,500 以下かつ
HHI の増分が 250 以下
- ③ HHI が 2,500 超かつ HHI の増分が 150 以下

垂直型・混合型企業結合

- ① 市場シェアが 10%以下
- ② HHI が 2,500 以下かつ市場シェアが 25%以下

いずれかに
該当

一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとは
通常考えられない

③ HHIとは

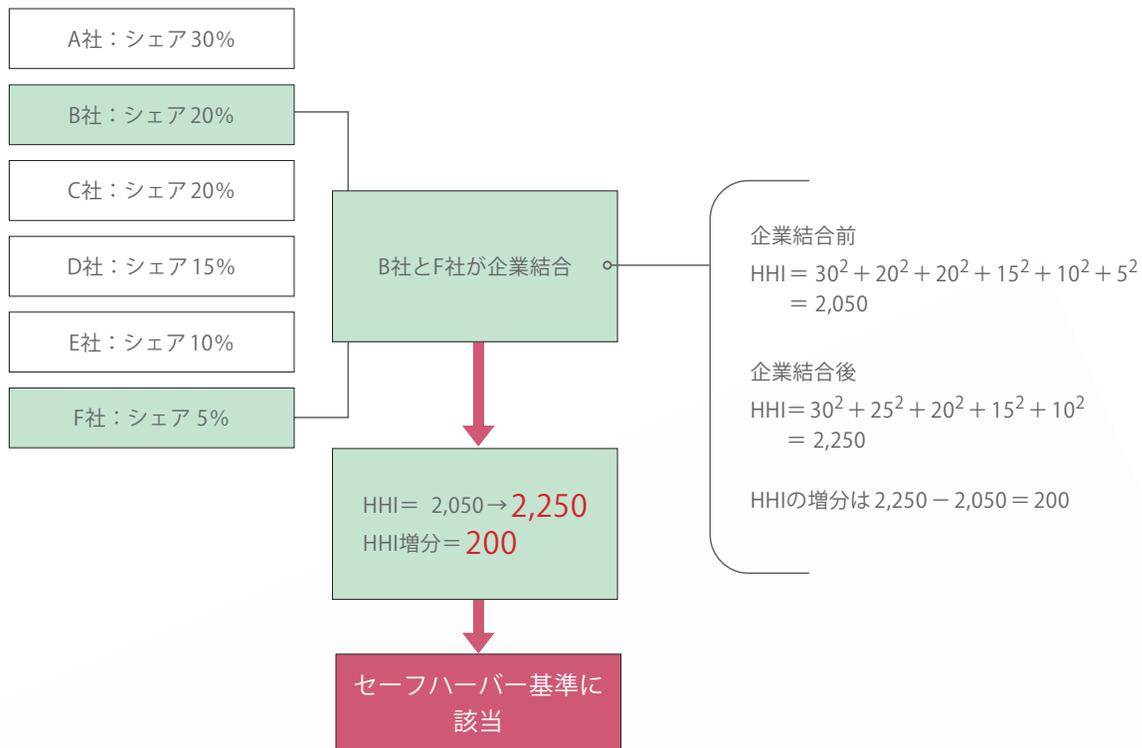
では、セーフハーバー基準で判断材料となるHHIとは何でしょうか。HHIはHerfindahl-Hirschman Index(ハーフィンダール・ハーシュマン指数)の略です。ある一定の取引分野について、参入している各社が持つ市場シェアの数値の2乗を全て合計した値です。

下図の例で、企業結合前(左側の囲みの数値)のHHIを計算すると、次のようになります。

$$HHI = 30^2 + 20^2 + 20^2 + 15^2 + 10^2 + 5^2 = 2,050$$

HHIの計算例

企業結合前のシェア



なお、HHIの最大値は、1社が市場シェア100%を占める場合で、この場合の計算式は次のとおりです。

$$HHI = 100^2 = 10,000$$

つまり、HHIが10,000に近いほど「市場の寡占度が高い」といえます。



参考 「競争を実質的に制限する」ことについては、次の裁判例があります。

競争を実質的に制限するとは、競争自体が減少して、特定の事業者又は事業者集団がその意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって、市場を支配することができる状態をもたらすことをいう。

[昭和28年12月7日東京高等裁判所判決]

1 「競争を実質的に制限することとなる」の判断

① 単独行動と協調的行動

「競争を実質的に制限することとなる」かどうかの判断に当たっては、前ページのセーフハーバー基準に該当しない場合には、更に次のように「単独行動」と「協調的行動」の2つの観点から検討を加えます。ここでは、水平型企業結合（同一の一定の取引分野で競争関係にある会社同士の企業結合）の例で説明します。

当事会社グループの 単独行動 による 競争の実質的制限	当事会社グループと競争者の 協調的行動 による 競争の実質的制限
<p>例えば、同質的な商品（代わりが効きやすい商品）の場合に、他の事業者の生産能力が小さいなどの事情から、当事会社グループが商品の価格を引き上げても、需要者が購入先を他の事業者へ振り替えることが困難なとき。</p> <p>⇒当事会社グループが単独で商品価格をある程度自由に左右することが可能。</p>	<p>同一の一定の取引分野の事業者同士の結合により、競争単位（競争者）の数が減少することに加え、市場構造や商品特性、取引慣行などから、各事業者が互いの行動を高い確度で予測できる場合には、協調的な行動をとることが利益になる。</p> <p>⇒当事会社グループと競争者が協調的に行動することで、商品価格をある程度自由に左右することが可能。</p>

企業結合により競争の実質的制限が生じるメカニズムについては、21・22ページを参照。

② 具体的な判断基準

次のような要素を考慮して、「競争を実質的に制限する」かどうかを判断します。

1 当事会社グループの地位及び競争者の状況

- (ア) 市場シェア及び順位
- (イ) 当事会社間の従来の競争の状況
- (ウ) 競争者の供給余力
- (エ) 差別化の程度など

2 輸入（おおむね2年以内を目安に評価）

- (ア) 制度上の障壁の程度
 - (イ) 輸入に必要な輸送費用の程度や流通上の問題の有無
 - (ウ) 輸入品と当事会社グループの商品の代替性の程度
 - (エ) 海外の供給可能性の程度
- （※現在、輸入が行われているかどうかに関わらず検討する。）

3 参入（おおむね2年以内を目安に評価）

- (ア) 制度上の参入障壁の程度
- (イ) 実態面での参入障壁の程度
- (ウ) 参入者の商品と当事会社の商品の代替性の程度
- (エ) 参入可能性の程度

4 隣接市場からの競争圧力

- (ア) 競合品（当事会社の商品と類似の効用などを持つ商品）の存在
 - (イ) 地理的に隣接する市場の状況など
- （※近い将来における競合品の競争圧力（隣接市場からの競争圧力）も考慮する。）

5 需要者からの競争圧力

- (ア) 需要者間の競争状況
- (イ) 取引先変更の容易性
- (ウ) 市場の縮小など

6 総合的な事業能力

7 効率性

8 当事会社グループの経営状況

（※当事会社グループの一部の会社又は企業結合の対象となった事業部門が業績不振の場合についても考慮する）

9 一定の取引分野の規模

（※複数の事業者が事業活動を行うと、効率的な事業者であっても採算が取れないほど一定の取引分野の規模が十分に大きくなり、企業結合しなくても複数の事業者による競争を維持することが困難な場合であるかどうかを検討する。）

2 企業結合によって競争の実質的制限が生じるメカニズム

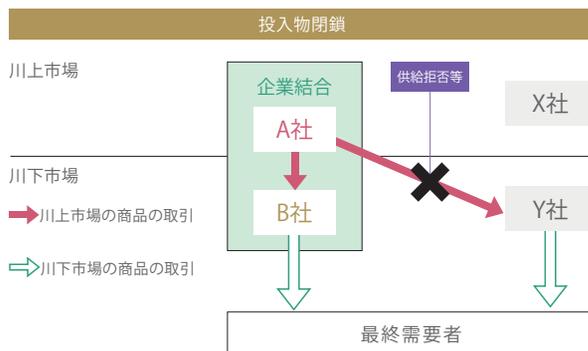
① 水平型企業結合によって競争の実質的制限が生じるメカニズム

同一の一定の取引分野の会社同士による水平型企業結合では、競争者の数が減ることで、企業結合を実施した会社が、商品の価格を自由にコントロールできる市場となる問題が生じる可能性があります。具体的には、①企業結合の当事会社以外の会社に価格牽制力がなく、当事会社の単独行動により、価格をコントロールできるようになる場合、また、②当事会社(A社、B社)と競争者(C社、D社)が協調的行動をとりやすくなり、価格をコントロールできるようになる場合には、競争が実質的に制限されるおそれがあります。

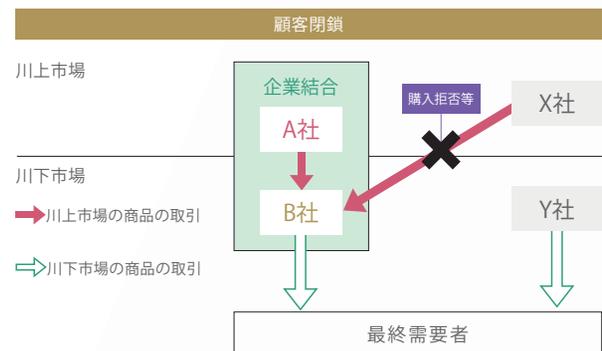


② 垂直型企業結合によって競争の実質的制限が生じるメカニズム

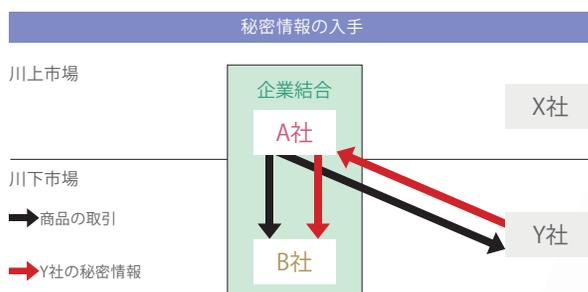
川上市場の会社と川下市場の会社による垂直型企業結合では、企業結合を実施した会社の行動によって、川上市場又は川下市場の閉鎖性や排他性が問題となるおそれがあります。企業結合の当事会社以外の会社に対し、当事会社が投入物閉鎖(川上の会社が商品を提供しない)や顧客閉鎖(川下の会社が商品を購入しない)を行うケースがあります。また、当事会社が秘密情報を自社に有利に利用して競争者を排除したり、競争者の秘密情報を入手することで協調的行動を容易にしたりするケースもあります。



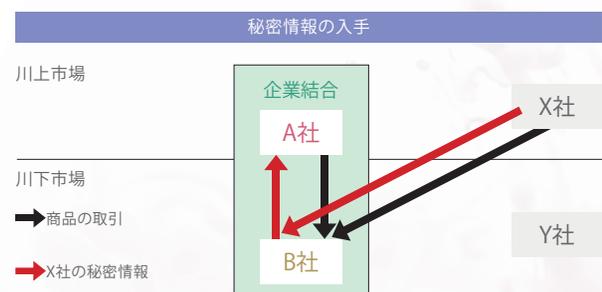
A社が、企業結合を行うB社とのみ取引を行い、Y社との取引を取りやめしてしまうことで、川下市場においてY社はB社と競争できなくなり、市場から排除されてしまう可能性があります。



B社が、企業結合を行うA社とのみ取引を行い、X社との取引を取りやめしてしまうことで、川上市場においてX社はA社と競争できなくなり、市場から排除されてしまう可能性があります。



これまでY社と取引をしていたA社を経由して、B社がY社の秘密情報を入手することができたとします。すると、川下市場において、B社はこの情報を用いて商品の価格、品質等を設定することができるようになるため、Y社はB社と公平に競争できなくなり、市場から排除されてしまう可能性があります。



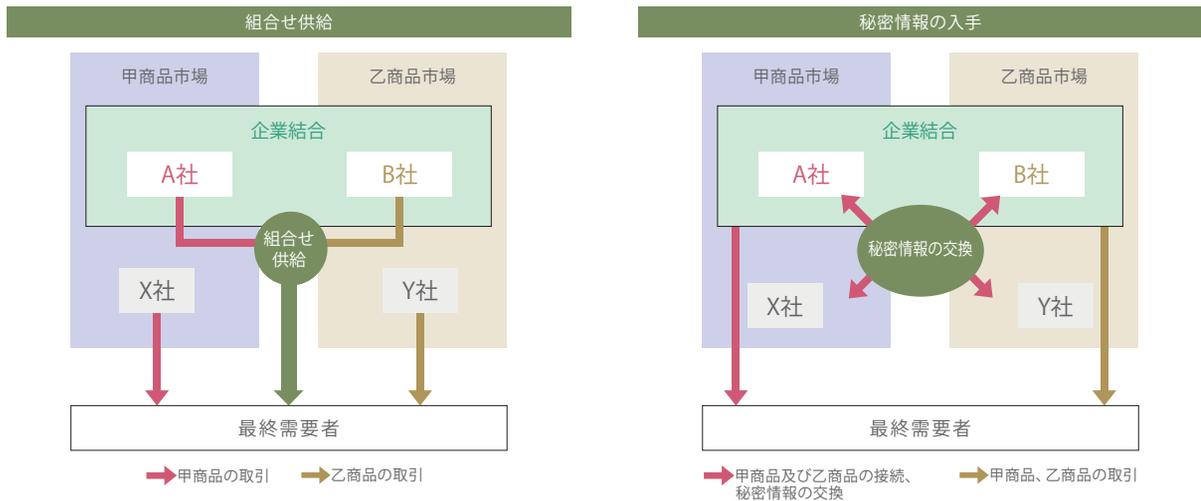
これまでX社と取引をしていたB社を経由して、A社がX社の秘密情報を入手することができたとします。すると、川上市場において、A社はこの情報を用いて商品の価格、品質等を設定することができるようになるため、X社はA社と公平に競争できなくなり、市場から排除されてしまう可能性があります。

③ 混合型企業結合によって競争の実質的制限が生じるメカニズム

水平型・垂直型以外の混合型企業結合では、組合せ供給や秘密情報の不適切な利用によって、市場の閉鎖性や排他性が問題となるおそれがあります。

組合せ供給とは、市場で高い地位を持つ商品と組み合わせて他の商品を提供することで、他の商品の市場における地位を向上させようとする事です。

また、当事会社が秘密情報を自社に有利に利用して、他社の競争力を低下させようとするケースもあります。



需要者が同一である別商品甲・乙があると仮定します。そして、従来、甲と乙とは別々に供給されていましたが、A社とB社の企業結合に伴い、甲と乙は組み合わせて(セットで)供給されるようになりました。すると、組合せ供給を希望する需要者に対しX社の甲、Y社の乙は供給できなくなり、結果、X社とY社は、A社とB社に太刀打ちできずに市場から排除されてしまう可能性があります。

甲商品と乙商品について、技術的要因により相互接続性を確保する必要がある場合において、A社がY社の秘密情報を有している場合、企業結合によりB社がA社を経由してY社の秘密情報を入手することができたとします。すると、乙商品市場において、B社はこの情報を用いて商品の価格、品質等を設定することができるようになるため、Y社はB社と公平に競争ができなくなり、市場から排除されてしまう可能性があります。(A社とX社の関係も同様)

問題解消措置

STEP
4

問題解消措置とは

① 競争の実質的制限と問題解消措置

企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合でも、当事業社が一定の適切な措置を講じることで、問題を解消できる場合があります。このような措置を「問題解消措置」といいます。

問題解消措置は、事業譲渡などに代表される、市場の構造自体を変化させる「構造的措置」が原則であり、企業結合によって失われる競争を回復することができるものであることが基本です。

ただし、技術革新などにより市場構造の変動が激しい市場の場合は、一定の行動に関する措置(行動的措置)が妥当な場合もあります。例えば、独立性を確保するために行う情報遮断などの措置や、競争者に対する差別的な取扱いの禁止などがこれに当たります。

また、問題解消措置は、問題のある企業結合を実行する前に講じることが原則です。

② 問題解消措置の類型

(1) 事業譲渡等

企業結合による競争の実質的な制限という問題の解消に最も有効な措置は、独立した競争者を新たに創出し、又は既存の競争者が有効な牽制力を持てるように強化する措置です。例えば、次のような措置があります。

- ▶ 事業譲渡：当事業社グループの事業部門の全部又は一部の譲渡
- ▶ 結合関係の解消：当事業社グループと結合関係にある会社との結合関係の解消
 - 議決権保有の取止め、保有比率の引下げ
 - 役員兼任の取止め 等
- ▶ 第三者との業務提携の解消

なお、需要が減少傾向にあるなどの理由で、事業の譲受先が容易に見つからなかったり、商品が成熟しており、研究開発や商品改良などが競争上あまり重要でないなど、特段の事情がある場合は、競争者に対する長期的供給契約の締結を問題解消措置とすることが有効な場合があります。長期的供給契約とは、競争者に対して、商品の生産費用に相当する価格での引取権を設定することをいいます。

(2) その他

(ア) 輸入・参入を促進する措置等

需要が減少傾向にあるなどの理由で、事業の譲受先が容易に見つからないなど、事業譲渡等が行えない場合には、例外的に輸入・参入の促進が問題解消措置として認められることがあります。

例えば、当事業社グループが輸入に必要な貯蔵設備や物流サービス部門などを有している場合、それらを輸入業者などに提供し、輸入を促進することで、問題を解消することができる場合と判断される場合があります。また、当事業社が所有する特許などを、競争者や新規参入者に適正な条件で実施許諾することで、問題を解消することができる場合と判断される場合もあります。

(イ) 当事業社グループの行動に関する措置

このほか、当事業社グループの行動に関する措置が講じられることによって、問題を解消することができる場合と判断される場合があります。

例えば、商品の生産を共同出資会社が行い、販売は出資会社が行うような企業結合の場合、出資会社相互間及び出資会社と共同出資会社間において、商品の販売に関する情報の交換を遮断したり、共同資材調達を禁止したりして、独立性を確保する措置を講じることで、問題を解消することができる場合と判断される場合があります。また、事業に不可欠な設備の利用などについて、結合関係のない事業者への差別的な取扱いを禁止することによって、市場の閉鎖性・排他性の問題を防止できると判断される場合もあります。

③ 問題解消措置の履行確保及び監視

上記のとおり、問題解消措置は企業結合の実行前に講じられることが原則ですが、やむを得ず、企業結合の実行後に講じられる措置の場合や、企業結合後に当事業社が一定の行動をとり続ける必要がある措置の場合は、その履行の確保が重要となります。履行確保の手段の一つとして、当事業社が独立した第三者である監視受託者(モニタリングトラスティ)を選任し、問題解消措置の履行を監視させたり、公正取引委員会に報告させたりすることがあります。



条文 [独占禁止法]

第四章

株式の保有、役員の兼任、合併、分割、株式移転及び事業の譲受け

(事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等の制限、届出義務)

第九条

他の国内の会社の株式(社員の持分を含む。以下同じ。)を所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社は、これを設立してはならない。

(2) 会社(外国会社を含む。以下同じ。)は、他の国内の会社の株式を取得し、又は所有することにより国内において事業支配力が過度に集中することとなる会社となつてはならない。

(3) 前二項において「事業支配力が過度に集中すること」とは、会社及び子会社その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社の総合的事業規模が相当数の事業分野にわたつて著しく大きいこと、これらの会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと又はこれらの会社が相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていることにより、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなることをいう。

(4) 次に掲げる会社は、当該会社及びその子会社の総資産の額(公正取引委員会規則で定める方法による資産の合計金額をいう。以下この項において同じ。)で国内の会社に係るものを公正取引委員会規則で定める方法により合計した額が、それぞれ当該各号に掲げる金額を下回らない範囲内において政令で定める金額を超える場合には、毎事業年度終了の日から三月以内に、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該会社及びその子会社の事業に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならない。ただし、当該会社が他の会社の子会社である場合は、この限りでない。

一 子会社の株式の取得価額(最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額)の合計額の当該会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超える会社(次号において「持株会社」という。) 六千億円

二 銀行業、保険業又は第一種金融商品取引業(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。次条第三項及び第四項において同じ。)を営む会社(持株会社を除く。) 八兆円

三 前二号に掲げる会社以外の会社 二兆円

(5) 前二項において「子会社」とは、会社がその総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条から第十一条まで、第二十二條第三号及び第七十條の四第一項において同じ。)の過半数を有する他の国内の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は

会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社は、当該会社の子会社とみなす。

(6) 前項の場合において、会社が有する議決権並びに会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社が有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

(7) 新たに設立された会社は、当該会社がその設立時において第四項に規定する場合に該当するときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、その設立の日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

(会社の株式保有の制限、届出義務)

第十条

会社は、他の会社の株式を取得し、又は所有することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該株式を取得し、又は所有してはならず、及び不公正な取引方法により他の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。

(2) 会社であつて、その国内売上高(国内において供給された商品及び役務の価額の最終事業年度における合計額として公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。)と当該会社が属する企業結合集団(会社及び当該会社の子会社並びに当該会社の親会社であつて他の会社の子会社でないもの及び当該親会社の子会社(当該会社及び当該会社の子会社を除く。)から成る集団をいう。以下同じ。)に属する当該会社以外の会社等(会社、組合(外国における組合に相当するものを含む。以下この条において同じ。))その他これらに類似する事業体をいう。以下この条において同じ。)の国内売上高を公正取引委員会規則で定める方法により合計した額(以下「国内売上高合計額」という。)が二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるもの(以下この条において「株式取得会社」という。)は、他の会社であつて、その国内売上高と当該他の会社の子会社の国内売上高を公正取引委員会規則で定める方法により合計した額が五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるもの(以下この条において「株式発行会社」という。)の株式の取得をしようとする場合(金銭又は有価証券の信託に係る株式について、自己が、委託者若しくは受益者となり議決権を行使することができる場合又は議決権の行使について受託者に指図を行うことができる場合において、受託者に株式発行会社の株式の取得をさせようとする場合を含む。)において、当該株式取得会社が当該取得の後において所有することとなる当該株式発行会社の株式に係る議決権の数と、当該株式取得会社の属する企業結合集団に属する当該株式取得会社以外の会社等(第四項において「当該株式取得会社以外の会社等」という。)が所有する当該株式発行会社の株式に係る議決権の数とを合計した議決権の数の当該株式発行会社の総株主の議決権の数に占める割合が、百分の二十を下回らない範囲内において政令で定める数値(複数の数値を定めた場合にあつては、政令で定めるところにより、それぞれの数値)を超えることとなるときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該株式の取得に関

する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。ただし、あらかじめ届出を行うことが困難である場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない。

- (3) 前項の場合において、当該株式取得会社が当該取得の後に所有することとなる当該株式発行会社の株式に係る議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る株式に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について受託者に指図を行うことができるものに限る。）、当該株式取得会社が銀行業又は保険業を営む会社（保険業を営む会社にあつては、公正取引委員会規則で定める会社を除く。次項並びに次条第一項及び第二項において同じ。）であり、かつ、他の国内の会社（銀行業又は保険業を営む会社その他公正取引委員会規則で定める会社を除く。次項並びに次条第一項及び第二項において同じ。）の株式の取得をしようとする場合における当該株式取得会社が当該取得の後に所有することとなる株式に係る議決権及び当該株式取得会社が第一種金融商品取引業を営む会社であり、かつ、業務として株式の取得をしようとする場合における当該株式取得会社が当該取得の後に所有することとなる株式に係る議決権を含まないものとし、金銭又は有価証券の信託に係る株式に係る議決権で、自己が、委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（公正取引委員会規則で定める議決権を除く。次項において同じ。）及び社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。
- (4) 第二項の場合において、当該株式取得会社以外の会社等が所有する当該株式発行会社の株式に係る議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る株式に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について受託者に指図を行うことができるものに限る。）、当該株式取得会社以外の会社等が銀行業又は保険業を営む会社である場合における当該株式取得会社以外の会社等が所有する他の国内の会社の株式に係る議決権及び当該株式取得会社以外の会社等が第一種金融商品取引業を営む会社である場合における当該株式取得会社以外の会社等が業務として所有する株式に係る議決権を含まないものとし、金銭又は有価証券の信託に係る株式に係る議決権で、自己が、委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの及び社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。
- (5) 会社の子会社である組合（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七條第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（次条第一項第四号において単に「投資事業有限責任組合」という。）及び有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合並びに外国の法令に基づいて設立された団体であつてこれらの組合に類似するもの（以下この項において「特定組合類似団体」という。）に限る。以下この項において同じ。）の組合員（特定組

合類似団体の構成員を含む。以下この項において同じ。）が組合財産（特定組合類似団体の財産を含む。以下この項において同じ。）として株式発行会社の株式の取得をしようとする場合（金銭又は有価証券の信託に係る株式について、会社の子会社である組合の組合員の全員が、委託者若しくは受益者となり議決権を行使することができる場合又は議決権の行使について受託者に指図を行うことができる場合において、受託者に株式発行会社の株式の取得をさせようとする場合を含む。）には、当該組合の親会社（当該組合に二以上の親会社がある場合にあつては、当該組合の親会社のうち他のすべての親会社の子会社であるものをいう。以下この項において同じ。）が、そのすべての株式の取得をしようとするものとみなし、会社の子会社である組合の組合財産に株式発行会社の株式が属する場合（会社の子会社である組合の組合財産に属する金銭又は有価証券の信託に係る株式について、当該組合の組合員の全員が、委託者若しくは受益者となり議決権を行使することができる場合又は議決権の行使について受託者に指図を行うことができる場合を含む。）には、当該組合の親会社が、そのすべての株式を所有するものとみなして、第二項の規定を適用する。

- (6) 第二項及び前項の「子会社」とは、会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している会社等として公正取引委員会規則で定めるものをいう。
- (7) 第二項及び第五項の「親会社」とは、会社等の経営を支配している会社として公正取引委員会規則で定めるものをいう。
- (8) 第二項の規定による届出を行った会社は、届出受理の日から三十日を経過するまでは、当該届出に係る株式の取得をしてはならない。ただし、公正取引委員会は、その必要があると認める場合には、当該期間を短縮することができる。
- (9) 公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措置を命じようとする場合には、前項本文に規定する三十日の期間又は同項ただし書の規定により短縮された期間（公正取引委員会が株式取得会社に対してそれぞれの期間内に公正取引委員会規則で定めるところにより必要な報告、情報又は資料の提出（以下この項において「報告等」という。）を求めた場合においては、前項の届出受理の日から百二十日を経過した日と全ての報告等を受理した日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間）（以下この条において「通知期間」という。）内に、株式取得会社に対し、第五十条第一項の規定による通知をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- 一 当該届出に係る株式の取得に関する計画のうち、第一項の規定に照らして重要な事項が当該計画において行われることとされている期限までに行われなかつた場合
 - 二 当該届出に係る株式の取得に関する計画のうち、重要な事項につき虚偽の記載があつた場合
 - 三 当該届出に係る株式の取得に関し、第四十八条の二の規定による通知をした場合において、第四十八条の三第一項に規定する期間内に、同項の規定による認定の申請がなかつたとき。

- 四 当該届出に係る株式の取得に関し、第四十八条の二の規定による通知をした場合において、第四十八条の三第一項の規定による認定の申請に係る取下げがあつたとき。
- 五 当該届出に係る株式の取得に関し、第四十八条の二の規定による通知をした場合において、第四十八条の三第一項の規定による認定の申請について同条第六項の規定による決定があつたとき。
- 六 当該届出に係る株式の取得に関し、第四十八条の五第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定による第四十八条の三第三項の認定(同条第八項の規定による変更の認定を含む。)の取消しがあつた場合
- 七 当該届出に係る株式の取得に関し、第四十八条の五第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定による第四十八条の三第三項の認定(同条第八項の規定による変更の認定を含む。)の取消しがあつた場合
- (10) 前項第一号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措置を命じようとするときは、同号の期限から起算して一年以内に前項本文の通知をしなければならない。
- (11) 第九項第三号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措置を命じようとするときは、通知期間に六十日を加算した期間内に、第九項本文の通知をしなければならない。
- (12) 第九項第四号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措置を命じようとするときは、通知期間に第四十八条の二の規定による通知の日から同号の取下げがあつた日までの期間に相当する期間を加算した期間内に、第九項本文の通知をしなければならない。
- (13) 第九項第五号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措置を命じようとするときは、通知期間に九十日を加算した期間内に、第九項本文の通知をしなければならない。
- (14) 第九項第六号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措置を命じようとするときは、第四十八条の五第一項の規定による決定の日から起算して一年以内に第九項本文の通知をしなければならない。
- 一 担保権の行使又は代物弁済の受領により株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合
- 二 他の国内の会社が自己の株式の取得を行つたことにより、その総株主の議決権に占める所有する株式に係る議決権の割合が増加した場合
- 三 金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合
- 四 投資事業有限責任組合の有限責任組合員(以下この号において「有限責任組合員」という。)となり、組合財産として株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合。ただし、有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該議決権を有することとなつた日から政令で定める期間を超えて当該議決権を保有する場合を除く。
- 五 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合(一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。)の組合員(業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。)となり、組合財産として株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合。ただし、非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合及び当該議決権を有することとなつた日から前号の政令で定める期間を超えて当該議決権を保有する場合を除く。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合として公正取引委員会規則で定める場合
- (2) 前項第一号から第三号まで及び第六号の場合(同項第三号の場合にあつては、当該議決権を取得し、又は保有する者以外の委託者又は受益者が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について当該委託者又は受益者が受託者に指図を行うことができる場合を除く。)において、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の五を超えて有することとなつた日から一年を超えて当該議決権を保有しようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。この場合における公正取引委員会の認可は、同項第三号の場合を除き、銀行業又は保険業を営む会社が当該議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。
- (3) 公正取引委員会は、前二項の認可をしようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣に協議しなければならない。
- (4) 前項の内閣総理大臣の権限は、金融庁長官に委任する。

(銀行又は保険会社の議決権保有の制限)

第十一条

銀行業又は保険業を営む会社は、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の五(保険業を営む会社にあつては、百分の十。次項において同じ。)を超えて有することとなる場合には、その議決権を取得し、又は保有してはならない。ただし、公正取引委員会規則で定めるところによりあらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

第十二条

削除

(役員兼任の制限)

第十三条

会社の役員又は従業員(継続して会社の業務に従事する者であつて、役員以外の者をいう。以下この条において同じ。)は、他の会社の役員の地位を兼ねることにより一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該役員の地位を兼ねてはならない。

(2) 会社は、不正な取引方法により、自己と国内において競争関係にある他の会社に対し、自己の役員がその会社の役員若しくは従業員の地位を兼ね、又は自己の従業員がその会社の役員の地位を兼ねることを認めるべきことを強制してはならない。

(会社以外の者の株式保有の制限)

第十四条

会社以外の者は、会社の株式を取得し、又は所有することにより一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該株式を取得し、又は所有してはならず、及び不正な取引方法により会社の株式を取得し、又は所有してはならない。

(合併の制限、届出義務)

第十五条

会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、合併をしてはならない。

- 一 当該合併によつて一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合
- 二 当該合併が不正な取引方法によるものである場合

(2) 会社は、合併をしようとする場合において、当該合併をしようとする会社(以下この条において「合併会社」という。)のうち、いずれか一の会社に係る国内売上高合計額が二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、他のいずれか一の会社に係る国内売上高合計額が五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該合併に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。ただし、すべての合併会社が同一の企業結合集団に属する場合は、この限りでない。

(3) 第十条第八項から第十四項までの規定は、前項の規定による届出に係る合併の制限及び公正取引委員会がする第十七条の二第一項の規定による命令について準用する。この場合において、第十条第八項及び第十項から第十四項までの規定中「株式の取得」とあるのは「合併」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「合併」と、「が株式取得会社」とあるのは「が合併会社のうち少なくとも一の会社」と、「株式取得会社」とあるのは「合併会社」と読み替えるものとする。

(分割の制限、届出義務)

第十五条の二

会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、共同新設分割(会社が他の会社と共同してする新設分割をいう。以下同じ。)をし、又は吸収分割をしてはならない。

- 一 当該共同新設分割又は当該吸収分割によつて一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合
- 二 当該共同新設分割又は当該吸収分割が不正な取引方法によるものである場合

(2) 会社は、共同新設分割をしようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該共同新設分割に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。ただし、すべての共同新設分割をしようとする会社が同一の企業結合集団に属する場合は、この限りでない。

- 一 当該共同新設分割をしようとする会社のうち、いずれか一の会社(当該共同新設分割で設立する会社にその事業の全部を承継させようとするもの(以下この項において「全部承継会社」という。)に限る。)に係る国内売上高合計額が二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、他のいずれか一の会社(全部承継会社に限る。)に係る国内売上高合計額が五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。

- 二 当該共同新設分割をしようとする会社のうち、いずれか一の会社(全部承継会社に限る。)に係る国内売上高合計額が二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、他のいずれか一の会社(当該共同新設分割で設立する会社にその事業の重要部分を承継させようとするもの(以下この項において「重要部分承継会社」という。)に限る。)の当該承継の対象部分に係る国内売上高が三十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。

- 三 当該共同新設分割をしようとする会社のうち、いずれか一の会社(全部承継会社に限る。)に係る国内売上高合計額が五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、他のいずれか一の会社(重要部分承継会社に限る。)の当該承継の対象部分に係る国内売上高が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき(前号に該当するときは除く。)

- 四 当該共同新設分割をしようとする会社のうち、いずれか一の会社(重要部分承継会社に限る。)の当該承継の対象部分に係る国内売上高が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、他のいずれか一の会社(重要部分承継会社に限る。)の当該承継の対象部分に係る国内売上高が三十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。

(3) 会社は、吸収分割をしようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該吸収分割に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。ただし、すべての吸収分割をしようとする会社が同一の企業結合集団に属する場合は、この限りでない。

- 一 当該吸収分割をしようとする会社のうち、分割をしようとするいずれか一の会社(当該吸収分割でその事業の全部を承継させようとするもの(次号において「全部承継会社」という。))に限る。)に係る国内売上高合計額が二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、分割によつて事業を承継しようとする会社に係る国内売上高合計額が五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。
- 二 当該吸収分割をしようとする会社のうち、分割をしようとするいずれか一の会社(全部承継会社に限る。))に係る国内売上高合計額が五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、分割によつて事業を承継しようとする会社に係る国内売上高合計額が二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき(前号に該当するときを除く。)
- 三 当該吸収分割をしようとする会社のうち、分割をしようとするいずれか一の会社(当該吸収分割でその事業の重要部分を承継させようとするもの(次号において「重要部分承継会社」という。))に限る。)の当該分割の対象部分に係る国内売上高が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、分割によつて事業を承継しようとする会社に係る国内売上高合計額が五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。
- 四 当該吸収分割をしようとする会社のうち、分割をしようとするいずれか一の会社(重要部分承継会社に限る。))の当該分割の対象部分に係る国内売上高が三十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、分割によつて事業を承継しようとする会社に係る国内売上高合計額が二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき(前号に該当するときを除く。)
- (4) 第十条第八項から第十四項までの規定は、前二項の規定による届出に係る共同新設分割及び吸収分割の制限並びに公正取引委員会がする第十七条の二第一項の規定による命令について準用する。この場合において、第十条第八項及び第十項から第十四項までの規定中「株式の取得」とあるのは「共同新設分割又は吸収分割」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「共同新設分割又は吸収分割」と、「が株式取得会社」とあるのは「が共同新設分割をしようとし、又は吸収分割をしようとする会社のうち少なくとも一の会社」と、「株式取得会社」とあるのは「共同新設分割をしようとし、又は吸収分割をしようとする会社」と読み替えるものとする。

(共同株式移転の制限、届出義務)

第十五条の三

会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、共同株式移転(会社が他の会社と共同してする株式移転をいう。以下同じ。)をしてはならない。

- 一 当該共同株式移転によつて一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合

- 二 当該共同株式移転が不公正な取引方法によるものである場合
- (2) 会社は、共同株式移転をしようとする場合において、当該共同株式移転をしようとする会社のうち、いずれか一の会社に係る国内売上高合計額が二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、他のいずれか一の会社に係る国内売上高合計額が五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該共同株式移転に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。ただし、すべての共同株式移転をしようとする会社が同一の企業結合集団に属する場合は、この限りでない。
- (3) 第十条第八項から第十四項までの規定は、前項の規定による届出に係る共同株式移転の制限及び公正取引委員会がする第十七条の二第一項の規定による命令について準用する。この場合において、第十条第八項及び第十項から第十四項までの規定中「株式の取得」とあるのは「共同株式移転」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「共同株式移転」と、「が株式取得会社」とあるのは「が共同株式移転をしようとする会社のうち少なくとも一の会社」と、「株式取得会社」とあるのは「共同株式移転をしようとする会社」と読み替えるものとする。

(事業の譲受け等の制限、届出義務)

第十六条

会社は、次に掲げる行為をすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該行為をしてはならず、及び不公正な取引方法により次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 他の会社の事業の全部又は重要部分の譲受け
- 二 他の会社の事業上の固定資産の全部又は重要部分の譲受け
- 三 他の会社の事業の全部又は重要部分の賃借
- 四 他の会社の事業の全部又は重要部分についての経営の受任
- 五 他の会社と事業上の損益全部を共通にする契約の締結
- (2) 会社であつて、その会社に係る国内売上高合計額が二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるものは、次の各号のいずれかに該当する場合には、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ事業又は事業上の固定資産(以下この条において「事業等」という。)の譲受けに関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。ただし、事業等の譲受けをしようとする会社及び当該事業等の譲渡をしようとする会社が同一の企業結合集団に属する場合は、この限りでない。
- 一 国内売上高が三十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超える他の会社の事業の全部の譲受けをしようとする場合
- 二 他の会社の事業の重要部分又は事業上の固定資産の全部若しくは重要部分の譲受けをしようとする場合であつて、当該譲受けの対象部分に係る国内売上高が三十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。

(3) 第十条第八項から第十四項までの規定は、前項の規定による届出に係る事業等の譲受けの制限及び公正取引委員会がする第十七条の二第一項の規定による命令について準用する。この場合において、第十条第八項及び第十項から第十四項までの規定中「株式の取得」とあるのは「事業又は事業上の固定資産の譲受け」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「事業又は事業上の固定資産の譲受け」と、「株式取得会社」とあるのは「事業又は事業上の固定資産の譲受けをしようとする会社」と読み替えるものとする。

(脱法行為の禁止)

第十七条

何らの名義を以てするかを問わず、第九条から前条までの規定による禁止又は制限を免れる行為をしてはならない。

(排除措置)

第十七条の二

第十条第一項、第十一条第一項、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十五条の三第一項、第十六条第一項又は前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、株式の全部又は一部の処分、事業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

(2) 第九条第一項若しくは第二項、第十三条、第十四条又は前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該違反行為者に対し、株式の全部又は一部の処分、会社の役員の前辞任その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

(合併・分割無効の訴え)

第十八条

公正取引委員会は、第十五条第二項及び同条第三項において読み替えて準用する第十条第八項の規定に違反して会社が合併した場合においては、合併の無効の訴えを提起することができる。

(2) 前項の規定は、第十五条の二第二項及び第三項並びに同条第四項において読み替えて準用する第十条第八項の規定に違反して会社が共同新設分割又は吸収分割をした場合に準用する。この場合において、前項中「合併の無効の訴え」とあるのは、「共同新設分割又は吸収分割の無効の訴え」と読み替えるものとする。

(3) 第一項の規定は、第十五条の三第二項及び同条第三項において読み替えて準用する第十条第八項の規定に違反して会社が共同株式移転をした場合に準用する。この場合において、第一項中「合併の無効の訴え」とあるのは、「共同株式移転の無効の訴え」と読み替えるものとする。

第十一章 罰則

(銀行又は保険会社の議決権保有の制限違反等の罪)

第九十一条

第十一条第一項の規定に違反して株式を取得し、若しくは所有し、若しくは同条第二項の規定に違反して株式を所有した者又はこれらの規定による禁止若しくは制限につき第十七条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

(届出等に関する規定違反の罪)

第九十一条の二

次の各号のいずれかに該当する者は、二百万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第四項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者
- 二 第九条第七項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者
- 三 第十条第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者
- 四 第十条第八項の規定に違反して株式の取得をした者
- 五 第十五条第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者
- 六 第十五条第三項において読み替えて準用する第十条第八項の規定に違反して合併による設立又は変更の登記をした者
- 七 第十五条の二第二項及び第三項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者
- 八 第十五条の二第四項において読み替えて準用する第十条第八項の規定に違反して共同新設分割による設立の登記又は吸収分割による変更の登記をした者
- 九 第十五条の三第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者
- 十 第十五条の三第三項において読み替えて準用する第十条第八項の規定に違反して共同株式移転による設立の登記をした者
- 十一 第十六条第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者
- 十二 第十六条第三項において読み替えて準用する第十条第八項の規定に違反して第十六条第一項第一号又は第二号に該当する行為をした者
- 十三 第二十三条第六項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

